

子どもに選挙権を与えないことは許されるか？

(Duerfen Wir Kindern das Wahlrecht Vorenthalten?)

ベンヤミン・キーゼヴェッター (Benjamin Kiesewetter)、ベルリン (Berlin)

ドイツでは、住民に選挙権がある他のあらゆる国と同じように、ある一定の年齢までの若い・幼い人は選挙権から除外されている。選挙権を年齢制限と結びつけるこの慣行は、たいていの人にとっては自明のこととして通用しており、根本的な正当化を必要としない。この論文で、私は二つのテーゼを支持する論拠を提示したい。第一に、年齢制限によって選挙権から除外することは正当化を必要とする、ということである。第二に、このような除外には十分な正当化は存在しない、ということである。これらの主張が両方とも正しいとすれば、われわれは選挙権に伴う年齢制限を廃止すべきだ、ということが帰結する。実はこれが私の支持したい立場である。子どもや若い人々にこの権利を与えないことは、正しくない。代って私が提案したいのは、どの人間も、ひとたび役所で政治参加に関心があることを表明すれば、平等の権利をもって自国のあらゆる選挙に参加することが許される、ということである。

以下では、まず、政治的論議において、そしてまた法学および社会科学においてすでに長きにわたって行われてきた子どもの選挙権をめぐる論争のなかに、私の見解を位置づける。それから、選挙権における年齢制限に反対する論拠を厳密に規定する。さらに続いて、この論拠を十分に検討し、それが結論を導き出すに十分であることを示す。

一 なぜ子どもに選挙権を？

若い人々に選挙権を開放することは、ドイツにおいて—また他の国々においても—すでに長い間検討されてきた。そのような開放の支持者が代表する立場は、大まかに三つに区別される。選挙年齢の引き下げ、保護権者の代理選挙権、年齢制限のない子ども自身によって行使される選挙権である。これらの立場が出てくる理由もまた様々である。

社会研究者や教育学者は、選挙年齢を12歳、14歳、16歳に引き下げよという要求を、とりわけ若い人々の経済的・社会的条件が変化したことを示して、強調してきた。ここでは「選挙年齢の引き下げという道具」は、とりわけ、若い人々の政治参加を促し、若い人々を早期から民主主義のプロセスに親しませるための手段として把握されている。それに応じて、多くの州では地域共同体レベルで、そしてついにオーストリアでは全国レベルで、選挙権が16歳に引き下げられた。

法律学者や政治学者の憲法論的な論争はまったく別の始まり方をしており、国民の若年層を選挙権から除外することは原理的に問題だとする論者もなかにはいる。その見解によれば、あらゆる国家権力が人民に由来することを規定するドイツ基本法の第20条(2)における根源的権利の規範によって、どの国民(市民)に対しても生まれた時から選挙権が保障されている。しかし、多くの論者は、その選挙権は、ある一定の年齢までは保護権者によって代理的に行使されなければならない、という考えを支持している。この立場は、すでに1970年代に見られたが、特に「人口統計学的変動」、「持続可能性」、「世代間正義」などが政治の日常活動の重要な標語になってから、少なからぬ好評を得るようになった。この立場をめぐる議論が頂点に達したのは、2003年に、連邦議会で40名以上の国会議員が超党派で提出した「誕生とともに与えられる選挙権は民主主義のさらなる発展の試金石である」という表題の請願書によってである。

憲法論的な議論と並んで、われわれの現在の選挙権は若い人の利害を政治において適切に代表する妨げになっているという想定が、考察の中心にある。子どもや若い人々は明確な利害をもっており、それ

は一方では彼ら・彼女らの具体的な生活状況に由来し（都市計画、家族政策あるいは教育政策を思い起こそう）、他方では、正義にかなった資源の配分をめぐって世代間に利害の対立が存在する（国家の負債、気候保護、年金政策などにおいて）という事情にも起因する。人口の約 20 パーセントを選挙権から除外すれば、その人々は年金生活者、自動車運転者、労働者とは逆に政治家にとって「選挙の潜在的脅威」にならないから、全利害集団を代表するという機能が働かなくなる、と論じられる。それに応じて、誕生とともに与えられる選挙権の支持者は、若い世代を優遇するほうへ政治の重点移動が生じることを期待する。政党は新しい有権者の票を得ようと努力し、今日すでに若い人の現在と未来の利害に他の政治家よりも精力的に取り組んでいる政治家は、自党内でさらに重みを増すだろうからである。代理人による選挙権の支持者が希望するのは、両親の利害が子どもの利害とかなりの程度一致すること、あるいは保護権者は子どもを代表して行使する票を実際に子どもの利害に合わせて投じることができること、である。

類似した憲法論的・政治的論拠をもって、子どもや若い人々自身によって行使される年齢制限のない選挙権を支持する組織や論者もいる。その人々と同じように、私も、子どもや若い人々は代理人によっても選挙権を奪われてはならない、という見解である。この立場は、子どもが選挙に参加したいという自分自身の関心を表明するとともに代理人の役目は終わる、というモデルと両立可能である。このような組み合わせのモデルを支持して、この〔代理人による権利行使という〕方法によるほうが代表機能の不全を効果的に改めることができる、と主張される。多くの（特に若い）子どもたちは、自分の選挙権を利用することができないだろうからである。

若い人の利害をもっと強く政治的に代表するという正当な関心から、選挙権の年齢制限に反対する説得力のある論拠が導き出されるかどうかは、今のところ未決のままにしておかねばならない。結局、子どもの選挙権や代理人による選挙権の導入が事実としてどのような変化をもたらすかは、推測の域を出ない。選挙権の年齢制限に反対する決定的な理由は、もっと原理的な性質のものであるように私には思われる。それは、人間が道徳的に要求することのできる一つの権利としての選挙権に関わることであり、そのような道徳的要求は、民主主義と平等な権利に対して責任のある社会においては、一括して奪われてはならないものである。それゆえ、私は問いの方向を逆にしたい。つまり、子どもに選挙権を認めるべきか、ではなく、そもそも子どもに選挙権を与えないことは許されるのか、が問われるべきである。

以下では、選挙権の年齢制限に反対する、説得力があると思われる論拠を擁護する。まず、一国の政府（統治）を選挙によって共同で決定する権利は、その国に帰属し従ってその政府（統治）に服するあらゆる人間に原理的に属する、ということを擁護して論じる。その後で、選挙権からのいかなる除外も、厳密な意味で正当化を必要とする。したがって、この論拠の第一の前提は、ただ説得力のある理由に基づいてのみ、人間を自国の選挙権から除外することが許される、というものである。私が擁護して論じる第二の前提は、人間の年齢は選挙権から除外する説得力のある理由ではない、というものである。これら二つの前提から推論される帰結は、誰も年齢を理由に選挙権から除外されてはならない、である。選挙権をある年齢に結びつけるわれわれの慣行は、道徳的に十分に正当化することができず、それゆえ廃棄されなければならない。

私の議論では説得力のある理由という概念を使う。この概念は連邦憲法裁判所で、選挙権から除外することが正当化されると見なされる場合を示すために使用される。私はこの概念は、選挙権からの除外を正当化する考量が必然的にもつ重みを強調するのに適していると考え。とにかく何でもいから理由があればいいというわけではないのだ。しかし、説得力のある理由の定義の探究に取り組むのではなく、論拠に即して具体的に、あるものを妥当な意味で説得力のある理由と見なすことができるかどうかを究明したい。

二 一人に一票を

選挙権の年齢制限に反対する議論の第一の前提は、人が自国において選挙権から除外されることが許されるのは、ただ説得力のある理由に基づく場合のみだ、というものである。この節では、この前提には理由があることを、選挙権が保障すべき権利要求の根本的地位を指摘することによって示したい。つまり、人間は、原理的に、自分が服する政府（統治）を共同で規定することを要求する権利をもっている。それゆえ、私は、選挙権からの除外は厳密な意味で正当化を必要とする、と主張する。

人は〔政府（統治）を〕共同で決定することを要求する権利をもっている、という見解は、民主主義と平等な権利にかんするわれわれの理解に深く根づいている。私はここで、民主主義という立場そのものを基礎づける試みには取り組まない。民主主義に対して否定的な立場をとる人は、〔はじめから〕選挙権の年齢制限に反対する議論には納得しないだろう。私は、民主主義という立場にすでに刻み込まれているいくつかの意味を考察し、それを考えられる異論に対して擁護したい。そして、この立場をすでに共有している人々に、自分は議論の第一の前提をすでに認めてしまっているのだ、と気づかせたい。

われわれが今日知っている普通選挙権は、歴史的に成長した制度である。その歴史は、公共の事柄の形成に参加することを求める闘いであった。長い間人々は選挙権を特権として理解してきた。つまり、古代ギリシャのアッティカの民主主義においては少数の完全市民の特権として、また 1776 年のアメリカ合衆国においては土地所有者や納税者の特権として。1793 年のフランス憲法でも選挙権は依然としてただ男性にのみ与えられ、スイスにおいてはなんと 1971 年になって初めて女性が〔男性と〕ともに選挙することが許された。今日では、選挙権は特権ではなく、階級、収入、性別などの基準に依存することなく要求できる基本的権利だと見ることは、われわれの民主主義の自明な事柄に属している。それゆえ、ドイツ基本法は第 20 条（2）で、次のように指示する。「あらゆる国家権力は人民に由来する。それは、人民によって選挙と投票を通じて行使される」。基本法の関連解説では選挙権は「政治的根本権」であることが示されている。この思想は、間違いなく、世界人権宣言の第 21 条（1）においても表現されている。

「誰もが、自国の公共の事柄の形成に直接的にまたは自由に選ばれた代表者を通じて共同で参加することができる。」

このように、政治的な共同決定に対する権利要求に人権の地位が認められている。したがって、すべての人が、自国において共同決定に参加することを要求する権利をもっている。つまり、人は、ある一つの法的権利—選挙権—を要求する道徳的な権利をもっている。もちろん、人がこの権利をもっているのは、その権利が人権宣言や基本権のなかで確約されているからではなく、むしろこれらの宣言は道徳的権利要求の理解を反映し、それを一定の形に表しているのである。

人は原理的に共同決定を要求する権利をもつ、ということは、民主主義にかんする自明な事柄として通用する。しかし、選挙権には、他の人権に比べていくつか特殊な点があるように思われる。それゆえ、以下で、選挙権は基本的な要求の一つであるという見解に対して立てられる可能性のある三つの異論を取りあげる。

一つの特異性は、選挙権はただその人が帰属している国でのみ要求することができる、というところにある。それは、個別的な事例においては難しい問題に結びつくかもしれないが、しかし一般的には問題はない。もちろん、私はドイツ人であるから、ノルウェーの政府（統治）を共同で選択することを要求する権利はない。私にはただ自分が実際に服する政府（統治）を選択する権利がある。それゆえ、人は、この要求を人権としてではなく、国民の権利として理解する傾向がある。しかし、実際には、この

特殊性は、この要求が人権としての地位をもつことを理解する妨げになるはずがない。というのも、その制限は、厳密に理解すれば、権利の内容にかかわるものであって権利の保有者にかかわるものではないからだ。ただノルウェー人だけがノルウェーで共同決定する権利をもつことは、どの人間も自国で共同決定する権利をもつことを変更するものではない。

おそらくもっと意味があるのは、次の異論であろう。法哲学者のなかには、人権はもっぱら消極的な抵抗権である、つまり、人権からは、個人の領域を侵害するのをやめるべきだという他者の〔不作為の〕義務以上のものを引き出すことはできない、という見解である。したがって、たとえば宗教の自由は、どの人も自分の宗教を実践するのを妨げられてはならない、ということ只求めるだけである。このことが選挙権に当てはまらないことは、明らかである。選挙権に伴う要求はそのような不作為ではなく（少なくとも不作為だけでなく）、積極的な行為を、たとえば選挙者の意志を政治的行為に変換することを求めるものである。

しかし、このように言って選挙権の基本的地位を疑問視することは、様々な意味で問題である。第一に、そもそも積極的権利と消極的権利との間に、消極的権利の優位が帰結するほど重要なコントラストがあることに異論を唱えるもつともな理由がある。宗教の自由のような権利もまた、宗教の自由の制限をやめるように他者に対して要求すること以上のものを含んでいる。たとえば、それは社会的共同体に対する、その時々々の権利が定着し擁護され、その権利の制限が防がれ罰せられるように取り計らえ、という要求を含んでいる。その限りにおいて、人権はそれ自体つねに積極的義務でもある。

しかし、第二に選挙権は—それ自体は抵抗権ではないとしても—（少なくとも第一義的には）抵抗権である一つの基本的権利に根ざしている、と見なすことができる。これを、他者による決定からの自由に対する権利と呼ぼう。人間がそのような権利をもっているとするれば、選挙権ももっていることになり、しかもまさに政治的決定を上から下そうとする人々に対してももっていることになる。というのも、政治的支配はつねに自由の制限とも結びついているからである。それゆえ、他者による決定に対する抵抗権の保証は、政治的支配という条件の下では、ただ、その支配に服する人々の同意によって、あるいは少なくともその人々の平等な参加によってのみ成立する—そして、これがまさに平等な普通選挙権を保証するのである。このような思考過程に沿った選挙権の構想は、私にはもつともなものに思われる。しかし、それを正当化するためには固有の探究が必要である。その探究は、異論に対する最初の答えを指摘することによって、始めることができる。選挙権が抵抗権に基づいていないとしても、それは、人間が共同決定を要求する権利をもっていることを疑う理由にはならない、ということである。

考察したい最後の異論は、選挙権は政治的共同体に構成的関係をもっているという点で他の基本的権利とは区別される、という見方に基づいている。人間は、ただ人間であるというだけの理由で、つまりまだ政治制度のない国家形成以前の自然状態においても、人権をもつ。それに対して、選挙権は政治制度が現実に存在することを条件としているのである。

さて、第一に、共同体への関係をもっているのはほんとうに共同決定の権利だけなのか、が問われるべきである。むしろ、多くの〔人権の〕構想が、あらゆる人権は、まず第一に、国家のような公的制度を志向している、というところから出発している。それに従えば、人権は—法律的に根づかせることなどによって—それを保護し保障することが国家の課題であるような、そういう道徳的権利だということになるだろう。第二に、政治制度を条件とすることが、他の多くの人権とは対照的に、選挙権の種差であるとしても、選挙権は基本的な権利要求を保障するものではない、ということにはならない。むしろ、選挙権にとっては、国家が存在し始めるときに初めて生じる要求が問題なのだ、と考えることもできる。他の基本的権利も、デモの自由のように、国家以前の状態においてはほとんど意味がない。その限りにおいて、ここで述べられている議論に対しては、われわれは今日すでに国家のなかで生活しているのだから、重大な異論は生じえないだろう。

しかし、第三に、選挙権を、選挙権が保障すべき要求と取り違えるべきではないだろう。人間は、共同決定に平等に関与することを要求する権利をもっている。この要求が代表制〔代議制〕の選挙制度によって保証されるかどうか、はここでは副次的である。その要求は、直接的な国民投票によって保障することもできる。この意味で、その要求は、まったく国家以前の状態でも思い浮かべることができる。国家も政府（統治）も知らず選挙も挙行せず、すべてを合意によって決定する、太平洋上の島の未開の小さな共同体における生活も、共同決定を要求する権利を満たすかもしれない。われわれの社会では、集団的決定プロセスを組織する特定の制度が作り上げられている。われわれは権力を独占する国家に生活しており、その権力はさらに執行部、議会、司法部に分有されている。そして、議会の構成を決定し国家権力の行使をコントロールする選挙がある。この選挙は、国家権力と政府に服するすべての人が、この権力の行使を平等に共同決定できることを保障しなければならない。したがって、選挙権は、歴史的な諸前提と結びついている。しかし、それは、自らが保障すべき共同決定に対する平等な基本的要求を、遡って指し示すのである。

したがって、選挙権は、国家以前の権利によっても、消極的権利によっても、基礎づけられているものと見ることができる。しかし、いずれも基本的地位の承認に必要な前提ではない。民主主義的な権利のどのような構想も、何らかの形の平等な共同決定の原理とも呼ぶべきものに関係していなければならない。支配は正当化を必要とし、その正当化には、その支配に服する人々の共同決定の権利を必要とする、ということは、民主主義の唯一のではないにしても一つの核心である。この原理が、他者による決定に対する抵抗権によって基礎づけられると見るか、正統性を確保するために必要な政治的支配に対する同意によって、あるいは支配関係の「正当化に対する権利」によって、あるいは他の何かによって基礎づけられると見るかは、ここで議論している問題にとっては副次的である。

平等な共同決定の原理は、支配の行使の下にある人間は、他の人々と同等の重みをもってその支配に共同参画する権利をもつ、ということである。この原理の二つの柱は、普遍性と平等性である。普遍性とは、ここでは、誰も共同決定から一括して除外されてはならない、ということである。平等とは、すべての人がこの点で等しい重みをもつべきだ、ということである。それゆえ、平等な共同決定の原理の短縮形は、一人に一票を、である。

民主主義の自己理解を構成する特定の価値の立場からは、この見解に対して意味のある反論をすることは難しいと思われる。それは、支配の正当性や正統性にかんするわれわれの理解に属している。関係のある人間の頭越しに〔＝その人に相談しないで〕決定が下されるとすれば、不当と見なされる。支配の行使に参加できない人間に対して支配が行使されるとすれば、正統性がないと見なされる。人間は尊厳という点で平等だと見なされるならば、他の人々と平等に共同決定する可能性が認められていないような支配には、誰も支配に服するべきではない。民主主義の立場をとるとき、共同決定の平等な権利という原則をわれわれはすでに受け入れている。

さて、共同決定の平等な権利という原則から、選挙権における年齢制限に反対する議論に対してどんな結論が出てくるだろうか。ここで原則という概念が意味するのは、例外のない規則ということではなく、説得力のある理由に基づく場合にのみ外れることが許される規則ということである。共同決定の平等な権利という原則は、あらゆる人間が、原則として、平等な重みをもって自国の選挙に参加する権利をもっていると見なされることを要求する。選挙の正当性の前提であると言ってもいいだろう。つまり、人は選挙権を獲得するのでもなければ選挙権を授与されるのでもなく、人間である限り選挙権を要求することができるのであり、ただ説得力のある根拠に基づいてのみ剥奪されるのである。選挙権は、特別な業績によって手に入れる贈り物や報償ではなく—その理念からいって—自明の事柄なのである。

選挙権が基本的な要求を保障するべきだとすれば、第一の問いは、われわれはそれをすべての人に認めるべきか、ではなく、誰かにその権利を与えないでおく説得力のある理由はあるか、である。選挙権

からの除外は強い正当化を要求する。証明する責任は、ある人にその権利を拒む人にあるのであって、その権利を要求する人にあるのではない。年齢制限は、選挙権からの除外である。そのような年齢制限の支持者は、その除外を正当化する説得力のある理由を提示しなければならない。なぜ人間の年齢が選挙権を与えないでおく説得力のある理由でありうるのか、を示さなければならない。

三 年齢と特性、強い関係と緩い関係

厳密に考察すれば、人間の年齢が選挙権を与えない理由でありうるという言説には説明が必要である。年齢制限の支持者は、明らかに、年齢自体がすでに理由である、という立場には立っていない。むしろ、ある特定の年齢ではまだ到達していない何らかの特性が、選挙権を与えないでおくことが許される理由と関係している、という立場に立っている。子どもの選挙権をめぐる議論が繰り返し指摘するのは、幼い人間は、政治的判断力をもっていないから、あるいは法律的に見て（十分な意味で）責任能力がないことになっているから、選挙に参加することを許されない、ということである。これらの特性が年齢に対してもつ関係は異なる種類のものであるように思われる。つまり、法的責任能力（法的責任性）は（成人性などと同じように）年齢と強い関係にあり、それに対して判断力〔判断可能性〕は連続的に発達し、それゆえ年齢と緩い関係にある。

もっと系統立てて言えば、年齢と他の特性との強い関係が成り立つのは、その年齢に到達することが、その特性をもつことの必要かつ十分な条件である場合である（その場合、その特性の欠如が選挙権からの除外の理由になるはずである）。緩い関係にはこのことは当てはまらない。緩い関係では、年齢と特性の間にあるのはただ蓋然性の関係または統計的關係のみである。

ここで、もう一つの区別が参考になる。成人性と法的責任能力とは、ただ人がそれらを与えられるからもっている特性である。それを人為的な特性と呼ぶことができる。それは連邦政府大統領の被選挙権をもつという特性などにも当てはまる。立法府はこの特性を 40 歳に達したあらゆるドイツ人に与える。それとは別の特性—走ることができるなどの能力、そしてまた政治的判断力—を、人は、それを与えられているかどうかにかかわらずもっている。便宜的に、それを自然的な特性と呼ぶことにする。

選挙権の年齢制限の支持者は、ある人の年齢がその人に選挙権を与えない説得力のある理由になるのはなぜか、示さなければならない。そのために、年齢と強く関係する特性か緩く関係する特性かのいずれかに言及することができる。年齢と強く関係のある特性に言及するとすれば、どうしても人為的な特性に言及することになる。それは、ある年齢に到達することと厳密な意味で関係する自然的な特性はない、ということに基づいている。少なくとも私は、ある特定の年齢が、ある特性が存在するための必要かつ十分な条件になっているような、そういう特性を知らない。年齢と自然的な特性との関係は、常に緩い関係であるように思われる。

さて、この区別を参考にして、選挙権の年齢制限に反対する議論の第二の前提を明確にすることができる。次の第四節において、私は、年齢と強い関係にあり、それが欠けていれば選挙権から除外する説得力のある理由になるような特性は一つもない、と論じる。第五節において、政治的判断力の実例に即して、年齢と緩く関係し、それが欠けていればそのような理由になるような特性があるかどうかを検討する。第六節では、最終的に、そのような特性が欠けていることが説得力のある理由になるとしても、それはただ年齢と緩い関係にある特性にすぎないというまさにその理由で、年齢制限の正当化には十分ではない、と論じる。その際、本質的に問題となるのは、プラグマティックな考察は選挙権の年齢制限を正当化することができるかどうか、ということである。結果を総合すれば、「人間の年齢は選挙権を与えないでおく説得力のある理由ではない」という二番目の仮定のあらゆる解釈を支持することになる。

四 強い関係：権利と義務

年齢と強い関係にある特性から始めたい。そのような特性でありえるのは、もっぱら人為的な特性である。そのような種類の特性のうち、それが欠けていれば選挙権を与えないでおく説得力のある理由になるものはあるだろうか。少なくとも、現在のドイツの慣行にかんする限り、答は「否」である。というのも、そもそもそのような特性は選挙権と同一の年齢にただ偶然的に結びついているかまったく結びついていないか、のいずれかだからである。

たとえば、完全な行為能力と保護権者の許可なく結婚する権利を伴う成人性。それは、選挙の権利と同じように、18歳になるとともにやってくる。しかし、この関係は偶然的である。基本法の第38条(2)には、はっきりと次のことが示されている。能動的選挙権(投票する権利)は18歳に達することと結びついているが、他方受動的選挙権(被選挙権)は成人としての特性をもつ年齢と結びついている。選挙権と成人性とは常に同一の年齢に結びつけられてきたわけではない。ドイツでは1970年に選挙年齢が21歳から18歳に引き下げられたが、成人年齢は1974年まで引き続き21歳だった。そのころは、16歳と17歳も選挙ができる今日の連邦政府と同じように、成人性が欠けていることは選挙権を与えないでおくための説得力のある理由だとは見なさなかったのだ。また、責任能力も選挙権と強い関係をもたない。ドイツではそれは(ほとんどすべての国々と同様)14歳から始まり、21歳までの年長少年には少年刑法が考慮されることがある。

このように、現行の制度は、年齢と強い関係にある特性が、選挙権から除外する説得力のある理由と見なされることを示してはいない。しかし、このことは、選挙権における最低年齢をそのような特性と結びつけるのは正しくない、ということを示すわけではない。選挙権における年齢制限の支持者は、現在の慣行に一貫性がないことを認めた上で、選挙権を何らかの年齢制限、たとえば責任能力と結びつけることもできるだろう。

一見したところこの提案を支持する少なからぬ事情がある。14歳から人間は自分の所業に法的責任を負わされ、裁判官の前に立たされたり刑務所に入ったりする。14歳の人間に責任を認めることは、政治的な投票に参加することが、特にその投票がその人自身が裁かれる法律にも関係があることを考慮すれば、意味のあることに見える。このような見方を支持するのは、権利と義務には一種の相互性があるという主張であり、選挙権における年齢制限の支持者は、この相互性を引き合いに出すこともできるだろう。

このような選挙権における年齢制限を支持する相互性の議論は、第一に、選挙権はただある特定の法的義務の担い手にのみ帰属する(相互性)、という前提から出発する。そうすると、第二の前提は、われわれはこのような種類の義務を年齢制限に結びつけるべきだ、ということになるだろう。両前提から、選挙権も同様に年齢制限と結びついているべきだ、という結論が出る。相互性の議論が正しいとすれば、あきらかに選挙権における年齢制限を正当化する説得力のある理由が見つかったことになる。ここで該当するのはどの義務であるのかは、まだ明らかではない。教育を受ける義務か、責任能力や行為能力とともに発生する義務か。状況によっては、年齢制限は引き下げられなければならないかもしれないことは、明らかだが、「選挙権における年齢制限は廃止されるべきだ」という本稿の結論は、もはや拘束力がなくなる。

相互性の議論の、特定の法的義務を年齢制限に結びつけることには意味がある、という前提は、ここでは疑問に付さない。その代りに、もっぱら第一の前提に集中したい。つまり、権利と義務の相互性というテーゼである。この相互性のテーゼの解釈のうち具体的に選挙権にかかわる部分を問題にする前に、まず、このテーゼの一般的な解釈に反対する原理的な考察を試みたい。

義務と相互的に結びついている権利があることは、論争の余地なく妥当だと言えるだろう。ここでは、

おそらく、契約から生じる権利が典型的な例となるだろう。一方的な権利に言及する契約や契約に類似した取り決めが存在することは確かだが、たいていの場合は、一つの契約に基づいてある人に発生する権利は、この契約においてその人に課せられる義務と結びついている。その人がその義務を果たす状態にない場合には、逆に、契約上その人に帰属している特定の権利をもはや無効であるとすることも可能である。権利は義務とそのような相互的な関係にあり、したがって基本権や人権もそうだ、と考えることもできるだろう。平等な権利は「平等な義務」を含意する—相互性テーゼの一般的な解釈はそう言う。それを逆に言えば、義務を果たすことのできない人は、それによって平等な権利への要求を放棄するのだ、ということになる。しかしそれは誤解であること、それが以下で示したいことである。

人は、人権の上では平等だとしても、さまざまに異なる義務をもっている。このことは、どの義務が人に課せられるべきかという問いは、人が何を遂行する能力があるか、にかかっているからである。義務は一般に能力と結びついている。たいていの義務には、特に不作為だけではなく積極的な行為をも要求する義務には、「〈べきである〉は〈できる〉を含意する」という命題が当てはまる。そのような義務を、われわれは、それに従うことができる状態にある人へのみ、割り当てるべきである。

このことは、基本権には当てはまらない。人権が人間に帰属するのは、人間が人間だからであって、人間が何かを遂行する能力があるからではない。われわれはこの権利を法律化して実定的に妥当する権利にする際に、生来与えられた相違によって規定された関係を修正するような関係をつくり出す。権利関係の重要な機能は、強者がたんに自分に能力があるというだけで自己を押し通すような力関係（権力関係）を修正することである。権利のなかには、人間はそのような権利に対する基本的な要求をもっていると考えられるがゆえに法律に定められるものがあるが、そのような権利は、そのような力関係（権力関係）に対してつり合いを取るためのおもりでなければならない。この権利は、背の低い人が背の高い人と同じ目線であることができるための踏み台のようなものである。

そのような権利の承認は、われわれの天与の資質の自然的な相違はある観点から見れば無意味である、という理念に基づいている。そのような相違は、人が生きてよいか、自由に考えを表現してよいか、その人の利害を平等に考慮すべきか、という問いにとっては無意味である。基本権は、自分自身でそれを行使する能力には結びついていない。権利の観点からは、言葉の不自由な人も言論の自由を、肢体不自由の人も移動の自由を、死期の迫った人も生存権をもっている。そのような権利をもつことは、何らかの行動力をもつことを要求しはしない。むしろ人権が要求するのは、[その権利をもつ人に対して]「他の人々は～行うべきではない」とか「～を行う義務がある」とかいうことである。たいていの場合、人権は、他の人々に、その権利をもつ人々が特定の行動力を行使することを妨げないことを要求し、また、しばしば、弱者が自分の権利を行使することができるよう助けることを要求する。権利を利用する状態にないからといってある人からその権利を奪うことは、権利の理念に反する。

人権の地平への平等な権利が、人がどの義務を果たす能力があるかに左右されることを許せば、強者の力に対するつり合いをとるためのおもりとしての権利という観念は無意味なものになる。そんなことをすれば、まさに能力が不足しているために権利を最も切実に必要とする弱者や力のない者から権利を取り上げることになってしまうだろう。平等な権利は「平等な義務」を含意するというテーゼは、拒絶されなければならない。そして、逆に、人間がさまざまに異なった能力と義務をもっているという事情から、人間には平等な基本的権利が帰属しないということを引き出すことはできない。

さて、政治的共同決定という特殊な権利をもっと厳密に観察する必要がある。そして、ここでは、相互性のテーゼがもっともらしさを増すように思われる。選挙権の特殊な点は、他の基本権とは対照的に、それをもつ人に他の人々と協力して法的関係を変える権利を与えるところにある。われわれが選挙をするとき、間接的には、どの法律が自国で通用すべきかをめぐって投票している。しかし、この国民の民主主義的な「自己立法」のプロセスには、高度の相互性が組み込まれている。法律にかんして決定する

ことを許されている人がいるとすれば、その人にも法律は妥当するものでなければならない。人間のあるグループが法律を共同決定する権利をもっていて、自分自身はそれを守らなくてもいいとすれば、まったく非民主的だということになる。したがって、選挙権からは、相互的に、法律に伴う義務も含めて、該当する決定に従うべき法的義務が生じる。

こうして、選挙権における年齢制限を支持する相互性の議論を有効にするような相互性のテーゼの説得力のある解釈が見つかったように思われる。しかし、性急に結論するべきではない。というのも、この解釈が問題にする義務は、何らかの年齢制限と結びついた義務ではないからである。われわれの社会において子どもには義務はないというのは、神話である。それどころか、あらゆる法律は、おとなとまったく同じように、子どもにも有効である。子どもは、おとなとまったく同じように赤信号で進んではならないし、—遺産相続や消費において—おとなと同じ租税法に服する。人がある一定の年齢までは現行の法律を守る義務から免れるという規定はない。先に見た選挙権を支持する相互性のテーゼの具体的な解釈が正しいとすれば、年齢制限に賛成するというよりも反対することになる。というのも、法律にかんして共同決定するという権利が法律を守る義務と結びついているとすれば、その権利は年齢とは独立に存立すべきだということに賛成する相当の根拠がある。

14歳未満の子どもは法的責任能力がなく、18歳未満の青少年は常に、21歳未満の年長少年は裁判官の判断によって〔通常の刑法より〕穏やかな少年刑法に従って裁かれる、という事実が残る。さて、ここでは二つの異なった事情を区別すべきである。つまり、一つの法に服することと法律違反のために刑罰を科せられることである。また、議員の不逮捕特権は議員を刑事訴追から守るが、だからといってこの特権に基づいて法律に違反することが認可される、つまり現行法を守る義務から免除されるわけではないことは明らかである。そうすると、選挙権における年齢制限を支持する人々は、相互性の議論を選挙権と法的責任能力の説得力のある関係によって基礎づけなければならない。しかし、そのような形式的な関係を確立できるような議論のうち、選挙権と法的拘束力との関係を示すものほど強力なものは、見当たらない。おとなも、場合によっては、責任能力が低いと見なされたり、無いと見なされたりするが、通常の場合、それに基づいて選挙権に関する結論を導き出すことはない。

刑法と選挙権との間に何らかの関係があるという考えの背後には、おそらく、選挙権の正当化と法的責任能力という人為的な特性との間には説得力のあるつながりがあるはずだ、というのとは別の考えがある。むしろその考えは、刑法を年齢制限と結びつけて理解することを支持する理由は、選挙権を年齢制限と結びつけて考えることを支持するのと同じか少なくとも類似した理由だということである。そして、この理由は人為的ではなく自然的な特性であって、年齢と強い関係にあるものではなく、緩い関係にあるものであり、責任意識、人格の成熟、判断能力などの決まり文句で言い表される。したがって、選挙権における年齢制限の支持者は、自然的特性を視野に入れ、年齢制限を緩い関係を使って正当化しなければならない。その際、まさに年齢制限を支持する理由が刑法と選挙権との両方においてものを言うがゆえに、刑法と選挙権との間に関係があることが明らかになるだろう。しかし、刑法における年齢制限は正当化されるが、選挙権においては正当化されないことが明らかになるだろう。

五 緩い関係：政治的判断能力

われわれは、選挙権からの除外を支持する説得力のある理由となるような、年齢と強い関係にある特性を確認することができなかった。したがって、年齢制限を支持する人々は、年齢と緩く関係する特性を指摘しなければならない。それはどんな特性だろうか。一般に、子どもの選挙権に反対するために以下のような考察が考慮に入れられてきた。子どもは、選挙するのに必要な成熟を欠いている。子どもは、他人に影響されやすすぎる。子どもは、議会制民主主義の複雑なプロセスをまだ理解していない。子ど

もは、自分の決定がどのような結果を生じるか予見できない。子どもは政治より他のことで頭がいっぱいである。子どもの考えは思慮に欠け大きく揺れ動く。このような発言が厳密には何を言おうとしているのか、議論においてどんな意味をもつのかは、不明なままであることが多い。しかし、それは一つの直観を言い当てている。その直観は、選挙権の年齢制限を支持する人々が引き合いに出すことができ、次のようにまとめると最もよくわかるものである。子どもには選挙に参加するための政治的判断能力が不足している。

さて、政治的判断能力は、強いしかたで年齢と関係する特性ではないから、この特性を用いてどのように選挙権における年齢制限を支持する議論ができるのかは、容易に見えてこない。そのような議論は、いつも、政治的判断力の不足は選挙権を与えないでおくための説得力のある根拠だ、という仮定に依拠している。第二に、子どもはある年齢までは政治的判断能力が不足しているという統計的な仮定から、選挙権における年齢制限を支持する説得力のある理由がある、という結果に至らざるをえないのかもしれない。以下で私は、まず、政治的判断力の不足は選挙権を与えないでおく説得力のある理由だ、という前提を疑問に付す。その際、事実存在する判断能力を、私がここで検討する潜在的な判断能力から区別することが重要である。判断能力は、そもそも規準となることができるとすれば、ただ潜在的な意味でのみ規準となることができる、ということを示したい。しかし、それに引き続き、政治的判断能力にかんする議論は、第一の前提のもっともらしい解釈があるとしても、決定的なものではないことを示したい。

視線をいったん子どもからおとなの選挙民に向けてみると、政治的判断能力の不足を誰かに選挙権を与えないでおく説得力のある理由と見なされると想定する理由はない。多くのおとなが十分な情報もないまま選挙に行ったり、政治的無関心から選挙にまったく関与しなかったりする。少なからぬ人が、政治的判断力とはまったく関係のない宣伝、空虚な公約、その他の要因に影響される。考えが揺れ動く人もいれば日和見する人もいる。多くの有権者が、議会制民主主義の複雑な事情を深く理解しておらず、自分の決定がどのような結果を生むかについてたいして考えていないのではないかと懸念される。次のように述べるジョン・ホールトにまったく賛成である。「無知、誤った情報、無分別がどの程度であろうと、おとなから選挙権を奪ってはならない。」